株式会社のガバナンスと 政策金融機関のガバナンス

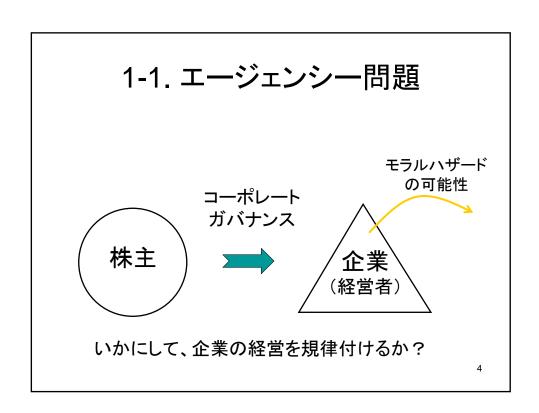
第5回長期固定ローン供給支援の あり方に関する検討会 2010年5月21日 早稲田大学 広田真一

1

本日の報告内容

- 1. 株式会社のガバナンス
- 2. 政策金融機関のガバナンス
 - -特に日本政策金融公庫
- 3. 住宅金融支援機構のガバナンス

1. 株式会社のガバナンス



1-2. コーポレートガバナンスの手段

- 標準的な考え方
 - 投票権によるガバナンス
 - -経営者報酬 (略)
 - -取締役会
 - 負債の規律
- ステークホルダー型企業のガバナンス

5

1-3. 投票権によるガバナンス

- 株主は株主総会での議決権をもつ。投票によって会社の意思決定に関与できる
- Voice重要事項の決議、取締役の選出
- Exit
 いやなら売る → 株価下がる →
 テークオーバー → 経営の効率化

1-4. 取締役会

- 株主が選出した取締役が企業の経営を監督 する。
- 世界的に最もメジャーなガバナンスの手段
- 経営(執行)と監督の分離
- 独立(社外)取締役

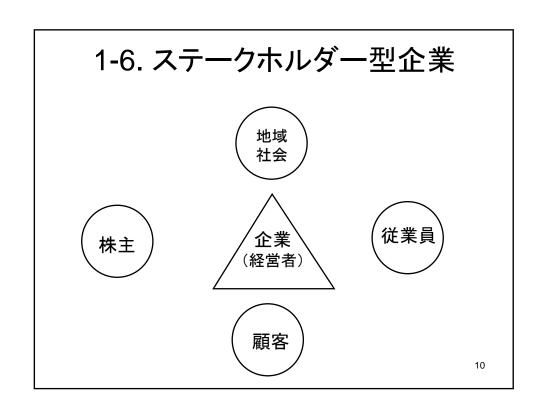
7

1-5. 負債の規律

- 株式と違って、負債の場合には、「元利合計」 を返済しなければならない。
 - 負債による規律付けの基本的な要因
- インセンティブ効果
 - 経営努力を怠ると、元利合計が払えなくなり倒産 する(その場合、経営陣は退陣)。
 - 倒産まで行かなくとも、次の期から金利が上がる。 それらを避けるために経営努力する。 (Grossman and Hart, 1982)

1-5. 負債の規律 (その限界)

- 「必ず元利合計を返済できる」企業は、負債 のガバナンスは効かない。
 - ビジネスの性質、規制、補助金などで、いつも黒字になることが保障されている企業
 - 無限責任制の企業(元利合計が払えなくなったら 株主が自分のお金で支払う)



1-6. ステークホルダー型企業

- アメリカ vs. ヨーロッパ・日本
- 日米企業の経営理念(次のスライド)
- 現実の株式会社は、様々なステークホルダー に利益・満足を生み出す組織
- ガバナンスも各ステークホルダーの利益と満 足度の点から行われる必要がある。
- 言うは易し、行うは難し

11

経営理念の調査結果

	株主	従業員	顧客	取引先	地域 社会	サンプル 数
日本 1986	13 %	45 %	55 %	13 %	13 %	119
1992	12 %	36 %	75 %	7 %	15 %	283
1998	16 %	44 %	83 %	8 %	15 %	402
2004	23 %	41 %	86 %	11 %	16 %	550
アメリカ 1998	57 %	47 %	84 %	13 %	27 %	528

1-6. ステークホルダー型企業

- 株主以外のステークホルダーの利益と満足の 程度をどうやって測るか?
 - -no accounting measure, no market value
- そこで、(数値化された)株主利益の指標を経 営指標として経営者を評価する(Tirole 2000, Jensen 2001)。
- "On the folly of rewarding A, while hoping for B" (Kerr 1975)

13

1-6. ステークホルダー型企業

- 取締役会への期待(Blair (1995))
 - 取締役会を株主の代理人でなく、全てのステークホルダーの代理人と考える。
 - どのステークホルダーのために経営されているか?その目標はどの程度達成されているか?を定量的・定性的に評価する。
 - そして、独立の社外取締役がコーディネーター、 レフェリーの役割。
 - 現実の日本企業の取締役会に類似

日本の取締役会

2005年3月期、上場2580社

	内部 者	関係 会社	取引先	親会社	大株主	銀行	社外	計
人数	5.6	0.8	0.8	0.9	0.7	0.5	0.9	9.1
割合 (%)	58.8	9.8	8.9	11.1	8.0	6.6	11.7	

15

2. 政策金融機関のガバナンス (特に日本政策金融公庫)

2-1. 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫法第1条 日本政策金融公庫の目的は、 我が国及び国際経済社会の 健全な発展並びに国民生活の 向上に寄与することである。

17

2-1. 日本政策金融公庫

- 政策金融の的確な実施と効率的な事業運 営の両立
- 明確な経営責任と透明性の確保のために 株式会社の形態が選択された。
- しかし、100%政府保有の特殊会社(政策 目的のため)
- 果たして株式会社のガバナンスは機能するのか?

2-2. 投票権によるガバナンス

- Voice
 - 大株主(100%所有)の政府は、適切な規律 付けができるか? → 「政府の失敗」
- Exit
 - 株式が流通していないので、テークオーバー は起こらない。

19

2-3. 負債の規律

- 「必ず元利合計を返済できる」企業は、負債 のガバナンスは効かない。
 - 収支差補給金の問題
 - -無限責任制?(日本政策金融公庫法第4条)
- 負債調達=財政投融資資金の借入、政府保証債
 - 金利メカニズムを通じたガバナンスも×

2-4. 取締役会

- 現行では経営と監督の分離?
 - 22人のうち20人が経営陣、社外取締役 2人
- 監督機関としての取締役会をもつべき
 - 例えば、3分の1のメンバーを監督専門の取締役とし、経営陣の業務の遂行の監督・評価に責任を持ってもらう。

21

2-5. 政策金融機関のガバナンス

- Dewatripont etal. (1999)
 - 「政府機関は究極のステークホルダー・ソサ エティ」
 - -利益目的でなく、社会のために
 - -社会の利益を定量的に測るのは難しい。
- ガバナンスが極めて難しい

2-6. 政策金融機関のガバナンス

- 監督機関としての取締役会への期待
 - 取締役会を株主の代理人でなく、全てのステークホルダーの代理人と考える。
 - 政策金融の社会・経済的便益がそのコスト をどれだけ上回っているか? を定量的・定 性的に評価する。
 - コスト面の定量化は政策コスト分析、あとは 便益面の定量化も必要。
 - 取締役会にステークホルダーを。

23

3. 住宅金融支援機構のガバナンス

3-1. 投票権・負債によるガバナンス

- 投票権によるガバナンス
 - 株式会社化しても民営化しない限りは問題 あり。
- 負債の規律
 - これは現状でも機能している可能性がある。
 - 組織の信用状態がMBSの調達金利にはね返るならば。
 - 政府からの補給金がないことが条件。

25

経営理念

「私たちは、自立的で、透明性・効率性 の高い経営のもと、顧客価値の創造を 目指して多様な金融サービスを提供す ることにより、住宅金融市場における安 定的な資金供給を支援し、わが国住生 活の向上に貢献します」。

3-2. Board によるガバナンス

- 現行の執行機関である理事会を監視するのは誰か。
 - 経営(執行)と監督の分離が必要。
- ステークホルダー型組織のガバナンス
 - どのステークホルダーのために経営されているか?
 - その目標はどの程度達成されているか、そのためのコストがどれだけかかっているのか?を定量的+定性的に評価する。
 - Boardにステークホルダーを。

27

以上です。